

置賜消費生活センターニュース



12月



令和5年12月1日発行

「自宅を売っても住み続けられる」という契約をしました。

「リースバック」という不動産取引について

自宅を不動産業者に売却して代金を受け取り、同時に賃貸借契約を結んで、その後は家賃を払いながら同じ家に住み続ける不動産契約を「リースバック」と言います。

「リースバック」契約の注意点

- ※リースバックで結んだ賃貸借契約においては、期間が定められる場合も多く、ずっと住み続けられる保証はありません。
- ※家賃が相場より高額に設定されることがある。
- ※契約更新時に家賃が値上げされることがある。
- ※自宅の売却はクーリング・オフができません。契約する前に慎重に検討しましょう。
- ※不動産取引は複雑です。内容がよくわからないまま安易に契約しないようにしましょう。



勧誘トラブルも増えています！

不安に思ったり、トラブルになった場合は
消費者ホットライン ^{いやや} **188番** に電話してください！



消費生活出前講座のお知らせ

置賜消費生活センターでは、講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など消費生活に関する知識をわかりやすくお伝えします。

費用は無料ですので、是非ご活用ください。

まずは
お電話で
お申込みください。



置賜消費生活センター
☎0238-24-0999

「マイナポイント第2弾!?!」



そのメール

詐欺メールかも!?

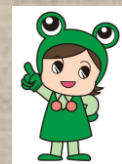
マイナポイント事務局からこのようなメールが送られることは
絶対にありません!!

もし、このようなメールが届いたら
URLにアクセスしないようにしましょう!!

※あなたの個人情報が狙われています!
氏名や住所、電話番号、クレジット番号などを入力しないようにしましょう。

少しでもおかしいと感じたら早めにご相談ください。

消費者ホットライン「188(いやや)」番
お住まいの地域の消費生活センター等をご案内します。



山形県
消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”



警察相談専用電話「#9110」番

生活の安全に関わる悩み事・困りごとなど、緊急でない相談を
受け付けています。

マイナンバー総合フリーダイヤル「0120-95-0178」
マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えしています。

12月・1月の消費生活法律相談

12月 7日(木) 13:30~15:30
1月 11日(木) 13:30~15:30

※弁護士が無料でアドバイス(30分)
※電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012
山形県米沢市金池7-1-50
(置賜総合支庁1階)

電話: 0238-24-0999
FAX: 0238-26-6072